

本件事故当時、茨城県守谷市に居住していた申立人らが、自宅の除染に伴う費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2（以下、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	自宅の除染に伴い支出した以下の費用 ・ 廃棄した鉢物の花木、芝生 合計2万円 ・ 踏み石購入費用 合計5,880円 ・ 放射能測定器（省略）購入費用 9,800円
期間	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金3万5,680円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月31日

（仲介委員長 遠藤 昭、仲介委員 矢吹公敏、同 姫野博昭）